

令和2年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会 次第

日時 令和2年5月22日(金)

午前2時00分から

場所 松川町中央公民館えみりあ
2階 学習室1

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 令和元年度 事業報告及び収支決算について

捕獲実績

- ・各事業報告
- ・収支決算報告

(2) 令和2年度 事業計画(案)及び収支予算(案)について

- ・駆除実施計画
- ・駆除班の編成
- ・各事業計画
- ・収支予算

(3) その他

- ・侵入防止柵及び大型捕獲檻等の管理について
- ・捕獲資材等の運用について

4 閉会

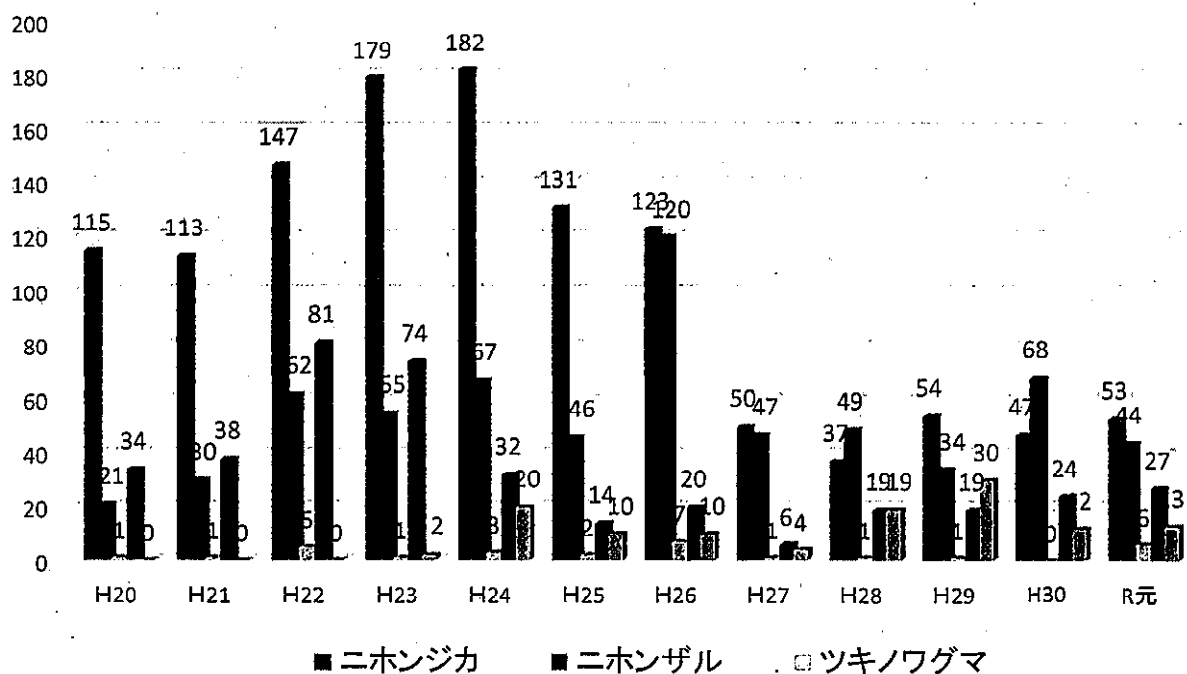
令和2年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考	出席依頼
松川町長	宮下 智博	会長	○
松川町猟友会長	下澤 政弥		○
松川町猟友会 副会長	水野 一昭		
松川町猟友会 副会長	原田 秋雄		
松川町猟友会 副会長	大蔵 啓博		
松川町猟友会 有害鳥獣駆除班長	林 良久		
JAみなみ信州 理事	木下 稔		
JAみなみ信州 松川支所長	東田 誠	監査委員	○
JAみなみ信州 松川支所営農課長	坂巻 勲		
飯伊森林組合 北部支所長	金原 史人		
鳥獣保護員(松川町(生田を除く)、高森町)	未定	高森町	
鳥獣保護員(松川町(生田)、豊丘村)	未定	豊丘村	
松川町交番所長	小林 幸彦		
松川町教育長	高坂 敏昭		
南信州農業農村支援センター所長	春日敏彦		
松川町農業委員会 会長	松下敏章		○
松川町農業委員会 会長代理	北林秀昭		
上片桐区長	大澤 今男		
上片桐地区協議会長	蔽原 博司		○
古町区長	大蔵秋利		
上新井区長	高坂義宏		
名子区長	西條和男		
大島区長	饗庭光雄		
大島地区協議会長	片桐 光好		○
生東区長(地区協議会長兼務)	下澤洋貞		○
部奈区長(地区協議会長兼務)	唐澤 功		○
福与区長(地区協議会長兼務)(区長会長)	清水 正育	監査委員	○
事 務 局			
産業観光課長	米山 清博		
産業観光課農林係長	宮島 公香		
産業観光課農林係主査	北原 正将		
産業観光課農業振興係長	矢沢 隆		
産業観光課農業振興係主任	安部 日向子		

令和元年度 有害鳥獣捕獲許可数及び捕獲数

捕獲鳥獣名	捕獲数		捕獲地区			前年 増減
			大島	上片桐	生田	
ニホンジカ	53	頭	0	5	48	6
ニホンザル	44	頭	11	18	15	-14
ツキノワグマ	6	頭	3	1	2	6
イノシシ	27	頭	3	10	14	3
ハクビシン	13	頭	11	2	0	1
タヌキ	10	頭	4	2	4	-10
キツネ	5	頭	2	2	1	-3
カラス	—	羽	0	0	0	0
スズメ	—	羽				
ドバト	—	羽				
ヒヨドリ	—	羽				
ムクドリ	—	羽				
キジバト	—	羽				

有害鳥獣捕獲数推移



令和元年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会 事業報告

① 現在までの設置状況

1 侵入防止柵設置状況

地区	種類	延長 (m)	工事費 (千円)	完了時期
部奈地区	電気柵	3,679 4,001	23,415 34,461	H24.3 H25.3
福与地区	電気柵	3,979	35,511	H25.3
大島地区	電気柵	907 5,034 393	8,159 39,636 4,428	H26.3 H27.3 H28.3
上片桐地区	電気柵	3,425 5,943 3,272 150	30,944 51,397 22,518 2,343	H26.3 H27.3 H28.3 H30.3
生東地区	金網柵	8,556 8,959 2,270	45,706 55,220 13,975	H26.3 H27.3 H28.3
合計	町内全長	50,568	367,303	

2 大型捕獲檻（サル檻）設置状況

地区	規格 (幅×奥行×高さ)	工事費 (千円)	設置(開始) 時期
中山地区	10m×10m×3m	1,470	H26.4
部奈地区	7~10m×10m×3m	1,598	H26.10
大島地区	5m×5m×4m	450	H28.2
塩倉地区	6m×6m×2.7m	1,153	H28.10
峠地区(移動式)	3.54m×7.54m×2.7m	82	H30.11
	5基	4,753	

② 令和元年度 事業実施状況

1 施設修繕・急傾斜地除草・施設改良工事

地 区	内 容	修繕費（円）	完了月
部奈地区	24m・捕獲檻 6ヶ所	2,424,160	R1.5～2.3
福与地区	5m 1ヶ所		
大島地区	電牧設置・アース修繕 2ヶ所		
上片桐地区	50.5m 6ヶ所		
生東地区	78m・枯損木撤去 ・扉調整 15ヶ所		
生田・上片桐	扉取って取替加工10ヶ所	86,400	R1.8
部奈・福与・ 大島・上片桐	急傾斜地除草 全9,524m×5m	1,242,000	R1.9
合計	全 26ヶ所	3,752,560	

2 捕獲資材購入・通信費

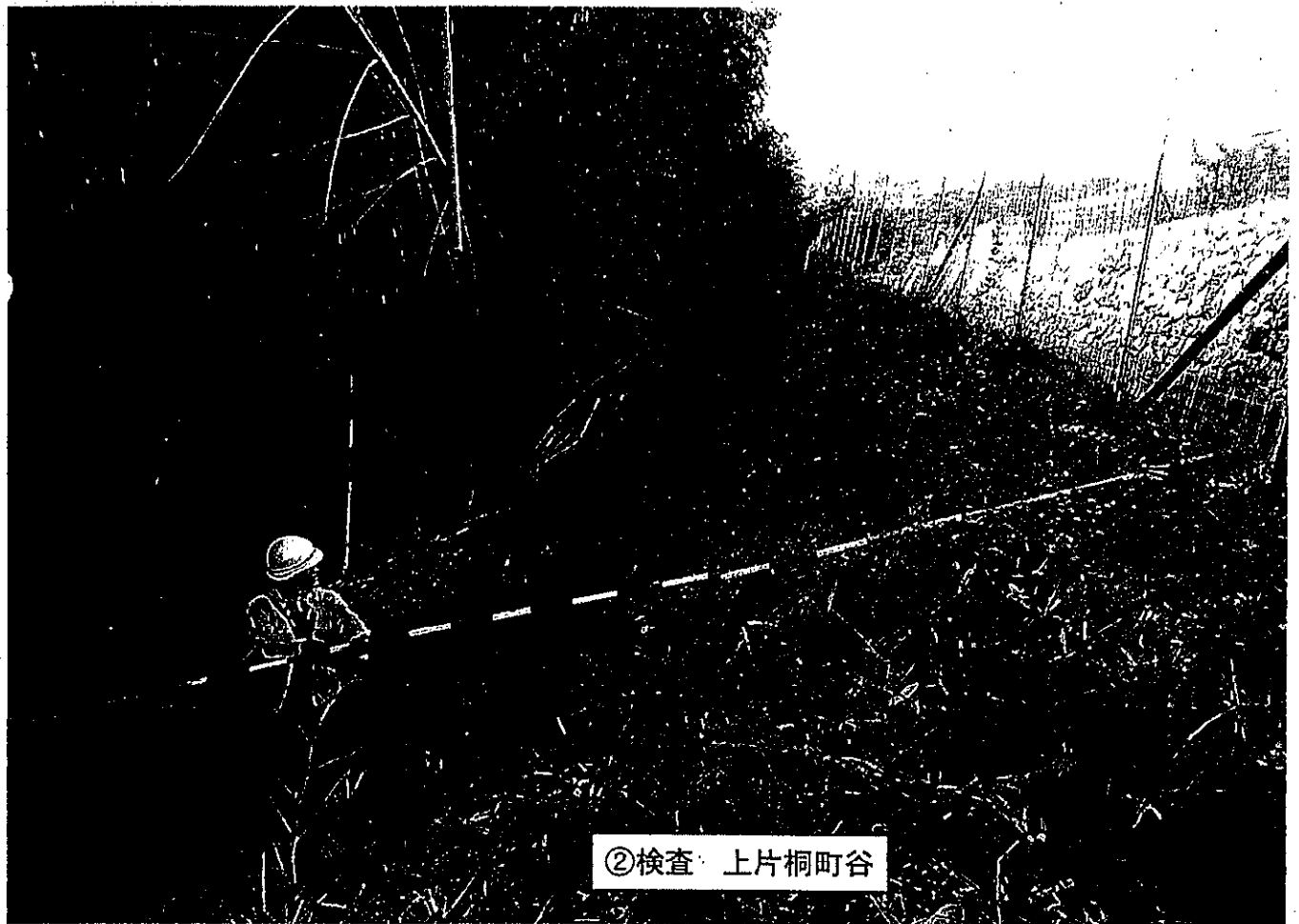
種類	対象鳥獣	数 量	購入費（円）	備考
小型獣檻	サル、ハクビシン他	0	0	
電気止め刺し	サル、ハクビシン他	2	9,170	バッテリー
くくりわな	シカ、イノシシ、サル他	0	0	
電動ガン	サル他	5セット	155,466	名子地区貸出用
その他資材	捕獲・修繕資材		88,238	
カメラ通信費	2020.1.28～2021.2.28 3台		33,000	
	合 計		285,874	

3 サル檻管理費及び猟友会助成金

地区	対象鳥獣	数 量	管理費・助成金（円）	備考
生東	サル	3	150,000	
部奈	サル	1	50,000	
上大島	サル	1	50,000	
猟友会	各種有害獣捕獲助成金		300,000	
	合 計		550,000	



⑤検査 福与間沢



②検査 上片桐町谷

令和元年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会 決算書

収入決算額 5,058,506 円

支出決算額 4,599,326 円

差引額 459,180 円(次年度繰越金)

収入の部

項 目	本年度決算額	本年度予算額	増 減	説 明
補助金及び交付金	4,346,000	5,550,000	-1,204,000	国補助金 790,000円 町補助金 4,900,000円 (戻入▲1,344,000円) 決算3,556,000円 (防護柵改良工事が未着手のため返還)
借入金	0	650,000	-650,000	(町補助金を概算で請求するため必要無)
JA助成金	252,000	306,000	-54,000	みなみ信州松川支所
雑入	26	520	-494	預金利息
前年度繰越金	460,480	460,480	0	
合 計	5,058,506	6,967,000	-1,908,494	

支出の部

項 目	本年度決算額	本年度予算額	増 減	説 明
事業費	4,038,434	5,550,000	-1,511,566	国庫交付金推進事業申請 急傾斜地整備 1,242,000円 町単推進事業 防護柵修繕 2,424,160円 防護柵改良 86,400円 (大沢南部八株線入口への扉設置、コ ロナウィルス感染拡大の影響で資材が 入らず未設置) 捕獲・修繕資材等 285,874円
償還金	0	650,000	-650,000	町へ償還
事務費	10,892	20,000	-9,108	振込手数料
助成金・檻管理費	550,000	306,000	244,000	松川町猟友会 300,000円 各地区協議会へ大型捕獲檻管理費 250,000円
予備費	0	441,000	-441,000	
合 計	4,599,326	6,967,000	-2,367,674	

監査報告

令和元年度収支決算書の各事業について監査の結果、その内容が適正であることを認めます。

令和 2 年 5 月 5 日

監査委員

監査委員

東田 誠
清水 正育



令和2年度 有害鳥獣駆除 実施計画書

捕獲（採取）しようとする鳥獣（鳥獣の卵）の種類	捕獲（採取）しようとする鳥獣（鳥獣の卵）の数量	捕獲（採取）の区域	捕獲の方法	備 考
ニホンジカ	50 頭	松川町	銃器・わな	
ニホンザル	150 頭	〃	〃	
ツキノワグマ	必要数	〃	〃	
イノシシ	30 頭	〃	〃	
ハクビシン	30 頭	〃	〃	
タヌキ	15 頭	〃	〃	
キツネ	10 頭	〃	〃	
アライグマ	10 頭	〃	〃	
カラス	150 羽	〃	銃器	
スズメ	200 羽	〃	〃	
ドバト	90 羽	〃	〃	
ヒヨドリ	100 羽	〃	〃	
ムクドリ	150 羽	〃	〃	
キジバト	100 羽	〃	〃	
アオサギ	20 羽	〃	〃	

令和2年度 有害鳥獣駆除班の編成について

班	氏 名	銃	わな
大島	宮下 喜治	○	○
	宮下 茂男	○	○
	片桐 英美	○	○
	水野 一昭	○	○
	大野 秀浩	○	
	伊久間 誠二郎	○	
	大島 崇	○	
	武松 幸洋	○	
	小林 英朗	△2種	
	安藤 俊光	○	○
	桐山 定男	○	○
	何原 立一	○	○
	中平 義則		○
	原 実	○	○
	鳴沢 一輝	○	○
	高田 敏寛	○	
	竹村 隆	○	
	西村 真一	○	○
	安部 日向子		○
		19	17
			12

班	氏 名	銃	わな
上片桐	横前 嘉夫	○	○
	松沢 勉	○	○
	伊藤 篤		○
	上條 弥生	○	○
	原田 秋雄	○	○
	林 昌典	○	○
	光澤 道利		○
	丸山 一男		○
	片桐 了		○
	木下 泰弘	○	○
	宮島 公香		○
		11	6
			11

班		氏 名	銃	わな
生田	福与・部奈 (11名)	林 良久	○	○
		小林 一一	○	○
		北林 秀昭	○	○
		下平 正明	○	
		小林 甲	○	
		北林 昌幸		○
		北林 重男		○
		大島 龍男	○	○
		谷口 真盛	○2種	○
		北林 修		○
		松山 克敏		○
		生東 (15名)	松下 忠寛	○
	大蔵 仁司		○	○
	大蔵 啓博		○	○
	小山 瑠津		○	○
	大蔵 万替		○	
	下澤 達則		○	
	下澤 政弥		○	
	橋場 清男			○
	大蔵 学			○
	寺沢 二六雄			○
	下澤 宣治郎			○
	松澤 明彦			○
	大蒔 貞光			○
	池上 徹			○
鎌倉 貞好	○		○	

		銃	わな
		38	44
		38	44
有害駆除人数		56	
(参考) 全体		56	

令和2年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会 事業計画（案）

1 侵入防止柵、サル大型捕獲檻他

地 区	内 容	修繕費（円）
全地区	急傾斜地整備	1,300,000
	防護柵修繕	2,100,000
	緩衝帯整備（支障木撤去）	780,000
	防護柵改良	500,000
	合 計	4,680,000

2 捕獲資材購入等

種 類	対象鳥獣	数 量	購入費（円）
檻・センサーカメラ	イノシシ・シカ	1台	400,000
修繕資材	防護柵		450,000
	合 計		850,000

令和2年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会 予算書(案)

収入予算額	6,560,000 円
支出予算額	6,560,000 円
差引額	0 円

収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	前年度決算額	増減(予算)	説 明
補助金及び交付金	5,800,000	5,550,000	4,346,000	250,000	国補助金 850,000円 町補助金 4,950,000円
借入金	0	650,000	0	-650,000	松川町貸付金
JA助成金	300,000	306,000	252,000	-6,000	みなみ信州松川支所
雑入	820	520	26	300	預金利息他
前年度繰越金	459,180	460,480	460,480	-1,300	
合 計	6,560,000	6,967,000	5,058,506	-407,000	

支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	前年度決算額	増 減	説 明
事業費	5,530,000	5,550,000	4,038,434	-20,000	国庫交付金推進事業申請 急傾斜地整備 1,300,000円 檻・センサーカメラ 400,000円 町単推進事業 防護柵修繕 2,100,000円 緩衝帯整備(支障木) 780,000円 防護柵改良 500,000円 捕獲・修繕資材 450,000円
償還金	0	650,000	0	-650,000	町へ償還
事務費	20,000	20,000	10,892	0	振込手数料
助成金	550,000	306,000	550,000	244,000	松川町猟友会・大型捕獲檻管理費
予備費	460,000	441,000	0	19,000	
合 計	6,560,000	6,967,000	4,599,326	-407,000	

松川町鳥獣被害対策実施隊設置要綱

平成 25 年 3 月 28 日

告示第 19 号

(設置)

第1条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 9 条の規定に基づき、鳥獣被害防止のため松川町鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実施隊は鳥獣の捕獲及び保護並びにその他の鳥獣被害防止対策を行う。

(組織)

第3条 実施隊は、鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから町長が委嘱する者（以下「実施隊員」という。）をもって充てる。

2 実施隊員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、隊員がかけた場合における補欠隊員の任期は、選任者の残任期間とする。

(出動)

第4条 実施隊員は、町長の命令により出動する。

(出動区間)

第5条 実施隊員の出動する区域は、松川町全域とする。

(報酬)

第6条 実施隊員が出動したときは、特別職の職員で非常勤者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 9 月 20 日条例第 11 号）に定めるところにより報酬を支給する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。

松川町鳥獣被害防止柵管理規定

平成 25 年 3 月 28 日

告示第 18 号

(目的)

第1条 本規定は、松川町有害鳥獣駆除対策協議会（以下「協議会」という。）に於いて設置した鳥獣被害防止柵（以下「防止柵」という。）の適正な維持管理を行うことにより、松川町の獣による被害を防ぐことを目的とする。

(管理者)

第2条 防止策の維持管理は、各地区または区、自治会等の鳥獣被害防止を目的に設置された組織（以下「受益者」という。）と協議会が行う。

(維持管理)

第3条 防止策の維持管理については、下記の通り行う。

(1) 通常の保守管理（緩衝帯下刈、防護柵周辺の除草）・維持補修（即修復可能）については、受益者が行う。災害・経年劣化による補修が必要になった場合は、受益者と協議会が協議し補修を行う。

(2) 防止柵は、年 2 回（上下半期）以上保守点検することを原則とし、以下の事象が発生した場合はその都度速やかに保守点検を行うものとする。

- ① 大雪の降った後
- ② 台風の通過後
- ③ 大雨の降った後
- ④ その他保守点検が必要とする事象が発生した時

(3) 保守点検の留意点

- ① 倒木等による防護柵の損傷
- ② 河川横断施設の損傷及び河道閉鎖
- ③ 獣の侵入箇所
- ④ 扉の開閉状況
- ⑤ その他

(4) 補修

- ① 防止柵の損傷を発見した場合、即修復可能な場合は修復する。
- ② 即修復不可能な場合は、できるだけ速やかに修復手段をとる。
- ③ 修復手段は、協議会の直営又は、業者への発注を可能とする。
- ④ 補修費用については、即修復可能な補修は受益者負担とし、その他の補修費用は協議会で負担する。

(5) 保守点検の報告

- ① 保守点検をした場合は、その都度協議会へ報告するものとし、報告用紙

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、松川町有害鳥獣駆除対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を松川町元大島 3823 番地松川町役場内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、松川町における野生鳥獣の農林水産物に対する被害状況等を適確に把握し、松川町内における被害対策のための計画等を樹立することにより、有害鳥獣駆除を適確かつ効率的に行なうことを目的とする。

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動の範囲は、松川町全域とする。

(事業)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 有害鳥獣駆除実施計画に関すること。
 - (2) 有害鳥獣被害防止・対策に関すること。
 - (3) 鳥獣保護に関すること。
 - (4) その他目的達成のために必要な事業
- 2 協議会は、前項に関する業務の一部を委託により実施することができるものとする。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第6条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 松川町長
- (2) 松川町猟友会正副会長及び駆除班長
- (3) みなみ信州農業協同組合松川支所長
- (4) 飯伊森林組合松川事業所
- (5) 鳥獣保護員
- (6) その他関係団体

(届出)

第7条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 監 事 2 名
- 2 会長は、松川町長とする。
- 3 会長、監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不整な事実を発見してときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1年とする。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第11条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第12条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の3日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬等)

第13条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができるものとし、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(松川町昭和31年条例第11号)」に準ずる。

第4章 総会

(総会の種類)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長とする。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第9条第2項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第15条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法)

第16条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第18条に規定するものを除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第 17 条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 第 5 条の事業の実施に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関する必要な事項

(特別議決事項)

第 18 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第 19 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第 16 条第 1 項及び第 4 項並びに第 18 条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項について記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第 18 条第 4 項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

第 5 章 事務局等

(事務局)

第 21 条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置き、会長が任命する。

3 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第 22 条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程

- (2) 会計処理規程
 - (3) 文書取扱規程
 - (4) 公印取扱規程
 - (5) 内部監査実施規程
- (書類及び帳簿の備付け)

第 23 条 協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条に掲げる規定に基づく書類及び帳簿

第 6 章 会計

(事業年度)

第 24 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 25 条 協議会の経費は、次の各号に掲げるものをものとする。

- (1) 国及び県補助金、交付金
- (2) 松川町の負担金及び補助金
- (3) その他の収入

(経費の取扱い)

第 26 条 協議会の経費の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事業計画及び収支予算)

第 27 条 協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 28 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催の日の 10 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) その他必要な書類

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

第 7 章 雑則

(細則)

第 29 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。(平成 25 年告示第 13 号)

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	松川町

松川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	松川町役場産業観光課農林係
所 在 地	松川町元大島 3 8 2 3
電 話 番 号	0 2 6 5 - 3 6 - 3 1 1 1
F A X 番 号	0 2 6 5 - 3 6 - 5 0 9 1
メールアドレス	sangyo@matsukawa-town.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシン、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	松川町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンジカ	果樹、野菜、稲	1.1ha・732千円
イノシシ	果樹、野菜	1.6ha・1,720千円
ニホンザル	果樹、野菜、稲	10.5ha・12,315千円
ツキノワグマ	果樹	(被害微少)
ハクビシン	果樹、野菜	0.44ha・146千円
カラス	果樹	18.0ha・648千円
ムクドリ	果樹	26.0ha・1,100千円
ヒヨドリ	果樹	30.0ha・1,350千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

- ① ニホンジカについては、果樹の新梢、野菜の育成期から収穫期に渡り、通年で被害を受けているが、侵入防止柵の効果により被害は減少傾向にある。
- ② イノシシについては、山際の農地での被害が多いが、侵入防止柵の効果により、被害は減少傾向にある。
- ③ ニホンザルについては、群れでの出現が増大するとともに、自家用野菜、果樹など多岐の農作物に被害が拡大しており、生産意欲を大きく減退させている。松川町で最も深刻な鳥獣被害となっている。
- ④ ツキノワグマについては、樹皮の剥皮が発生しているが、侵入防止柵の効果で被害は少ない。出没による人に対する危険性は高い。
- ⑤ ハクビシンについては、果樹に対する被害が発生しており、個体数の増加も予想されている。
- ⑥ 鳥類については、町内全域が被害範囲となっており、果樹、水稻など多岐の農作物で被害が報告されている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、

被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
被害面積	102. 94ha	70ha
被害金額	19,102千円	13,000千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲等に関しては、猟友会員を構成員とする有害鳥獣駆除班による有害鳥獣の捕獲を実施。 センサーカメラ、大型檻設置など、効率的な捕獲への取組を行っている。	猟友会員が高齢化等に伴い減少しているため、駆除従事者の確保を検討。
防護柵の設置等に関する取組	・広域防護柵等の設置と管理 ・花火を使用した地域による追払い活動 ・廃果の適正な処理を指導	・広域防護柵の設置は進んだが、ニホンザルについては、防護柵内に生息している可能性もあり、追払いなどの対応を強化する必要がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

前計画により広域防護柵の整備は完了したが、特にニホンザルについては、個体数管理や集落ぐるみの対応強化が必要となる。 野生鳥獣専門家・実施隊と連携し生息実態に基づく効果的な対策の検討や、調査の実施、捕獲の促進とともに、地域が一体となった追払い活動などの取組を進めて行く。 他の鳥獣に対しても、捕獲を継続的に行い、個体数管理を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・既存の体制（猟友会への委託）により捕獲を継続する。
平成24年度に「松川町鳥獣被害対策実施隊」を設置。
平成24年度から対象鳥獣捕獲員を任命する。
- ・大型獣を捕獲する際、ライフル銃を使用する状況もある。
詳細は別添資料のとおり

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン カラス ムクドリ ヒヨドリ	・地域の被害実態に応じて、捕獲檻、罠を導入していく。 ・交付金事業を導入し、実施隊員による捕獲を推進する。 ・実施隊への支援、新規銃猟者確保に努める。 ・効率的な捕獲により、高齢化している実施隊員の負担を減らす。（大型捕獲檻等）
3	〃	〃
4	〃	〃

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでの防除実績並びに農作物への被害状況を考慮し、関係団体・機関等と協議し、目標農林業被害額に達するために捕獲計画数を設定する。 なお、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びツキノワグマについては、第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、かつ現状に即した捕獲計画を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンジカ	50頭	50頭	50頭
イノシシ	30頭	30頭	30頭
ニホンザル	必要数	必要数	必要数
ツキノワグマ	必要数	必要数	必要数
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
カラス	150羽	150羽	150羽
ムクドリ	150羽	150羽	150羽
ヒヨドリ	100羽	100羽	100羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
① イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては、銃及びワナで年間通じた捕獲を行う。 ② ツキノワグマについては、被害に応じてやむを得ない場合に限り捕獲を行う。 ③ 鳥類については、銃及び檻で被害時期を中心に捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・銃器を使用して大型獣を捕獲する際に、使用する必要がある。 ・複数の実施隊員が山林内で巻き狩り方式で捕獲する際に、安全を確認して使用する。(冬期が中心)

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
松川町	ニホンジカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ等	侵入防止柵 改良 1.0km	侵入防止柵 改良 1.0km	侵入防止柵 改良 1.0km

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2	ニホンジカ、 イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン カラス ムクドリ ヒヨドリ	・ 森林里山整備（間伐の実施・緩衝帯の設置） ・ 侵入防止柵及び捕獲檻の管理 ・ 捕獲檻の補助 ・ 新規狩猟者確保対策（免許取得補助） ・ 被害防除対策研修会の実施 ・ 地域ぐるみの追い払い活動 （電動ガン・忌避剤・番犬・など） ・ 放任果樹等の集落点検の実施
3	〃	〃

4	〃	〃
---	---	---

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長野県南信州地域振興局	捕獲許可
飯田警察署	避難・誘導
松川町	連絡・調整
鳥獣被害対策実施隊・猟友会	捕獲
長野県南信州地域振興局	捕獲許可

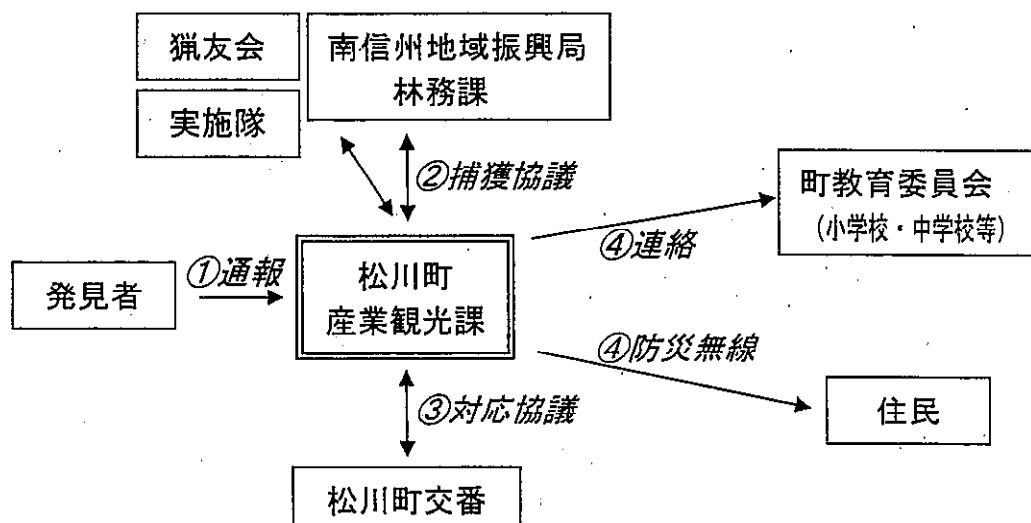
(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民からの連絡→町で受信後、関係機関（県・警察署・実施隊・猟友会）へ連絡出動依頼→現地で各関係機関と協議し対応→許可後に捕獲。



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	松川町有害鳥獣駆除対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
松川町役場産業観光課	会の総括、取りまとめ等
みなみ信州農協	被害関係の取りまとめ等
松川町議会	議会での意見集約等
地域協議会	地域の被害現状の把握・実情報告・管理等
飯田警察署松川町交番	安全な被害対策の推進等
鳥獣保護員	適正な鳥獣保護の推進等
猟友会松川町支部	猟友会の実情や、捕獲従事者確保等
松川町有害鳥獣捕獲班	捕獲の実情や、捕獲従事者確保等
飯伊森林組合松川事業所	林業被害の実情の把握、林業関係の意見等

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
信州大学農学部	野生鳥獣被害対策に関わる、調査、助言
飯伊地区野生鳥獣被害対策チーム	適切な被害防除策の指導、協力

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

松川町鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、鳥獣の捕獲及び保護並びにその他の鳥獣被害防止対策を行う。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項及び鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項

松川町と飯伊地区野生鳥獣被害対策チームが連携し、農林業被害を減少させるために、集落支援を行う。

(注) 被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

鳥獣被害対策実施隊を設置していない市町村は、設置に向けた検討状況や規模、構成等について記述する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンジカ、イノシシについては、自家消費用の食用肉としての利用を行う。

他の鳥獣については、捕獲現場等、適切な場所にて埋設処置。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

- ・食品衛生法等の法令に基づく許可を得た加工処理施設に搬送し、食肉として有効的に利用することも検討中。
- ・ニホンジカ、イノシシは町内に加工処理施設が存在していないため、食肉として流通・販売は現段階では困難である。
- ・新しい施設整備計画はなし。

(注) 捕獲した鳥獣の食品としての利用等に係る基本的な考え方や利用に必要な施設整備計画、年間処理計画頭数、流通・販売方針、推進体制について記入する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・飯伊地区野生鳥獣被害対策チームと連携した「野生動物の生態、被害対策」などの普及活動（地元説明会、現地調査）を被害集落で行い、集落ぐるみの具体的な行動を促す。
- ・ニホンザル対策に関して、国・県の事業も活用しながら、新規事業により対策強化を図る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

松川町有害鳥獣駆除対策協議会事業 実施状況位置図

